

力強い日本経済の実現に向けて
(平成27年11月12日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、中国経済の減速など海外からの景気下押し圧力により、回復の勢いが鈍化しつつある。日本経済の先行き不透明感を払拭するために、わが国は官民が一丸となって潜在成長率を高める構造改革を着実に進めていく必要がある。

そのためには、景気への一時的なカンフル剤にとどまらない成長戦略の強化策が必要であり、法人実効税率をさらに引き下げる道筋を固め、大胆な規制改革を急ぐなど、民間の足腰をさらに強くし、中長期の成長基盤を強化するための環境を整備していくことが重要である。

また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉が大筋合意される等、自由で開かれた経済圏へと大きく前進するアジア・太平洋地域において、わが国産業が高度なバリューチェーンを構築していくためには、中小企業や地域経済がTPPを積極的に活用し、新たな成長へ繋げていくための取り組みを一層強化していかなければならない。

このような中、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する我々産業機械業界は、被災地域の経済社会の再生に引き続き取り組むとともに、わが国産業の国際競争力をより一層強化するため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力の提供に取り組んでいく所存である。

併せて、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスにさらに磨きをかけ、関連産業と連携しながら新たな市場を創造し、地球環境保全と力強い日本経済の実現に向け、引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 力強い日本経済を実現するための施策

- (1) 被災地の本格復興・福島再生のさらなるスピードアップと、住民の帰郷促進に向け、大胆な規制緩和や特区の創設等を図り、生活・産業インフラ整備や除染作業等を着実に進めること。
- (2) 力強い日本経済を実現していくため、一人あたりの生産性の向上・効率化やダイバーシティによる人材活用の拡大等、成長力の強化を目指した各種施策を推進すること。
- (3) TPP や FTA 等をわが国経済の新たな成長に繋げていくため、成長戦略の着実な実行により、あらゆる産業の国際競争力の強化を通じて革新的な経済活動を展開し、家計の所得向上・消費増加が企業の投資を刺激することで、さらなる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成すること。
- (4) 企業の国際競争力を強化するとともに、対内直接投資を積極的に呼び込む観点からも、法人実効税率の 20% 台への速やかな引き下げや、規制改革、社会保障負担の軽減、エネルギー政策の再構築等により、事業環境の国際的なイコールフットィングを早期に実現すること。
- (5) 日本が「ものづくり立国」として成長・発展していくため、ロボット新戦略の推進や IoT 技術の活用等を促進し、企業の技術力や生産性を抜本的に高めるとともに、新たな付加価値を生み出し利便性と富をもたらす経済社会の実現を目指すこと。
- (6) 大規模災害等の脆弱性に対応するべく、老朽インフラの保全・整備のための公共投資を積極的かつ効率的に実施するとともに、高度な点検・診断技術や補修・更新方法の開発を加速させる各種施策の充実、PPP・PFI といった手法のさらなる活用等、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取り組みを進め、安全で安心な社会の構築を目指すこと。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) イノベーション創出の主体的役割を果たすわが国製造業の技術力のさらなる強化や生産性の向上に向け、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置・補助事業等の施策を一層充実させること。また、先端技術の市場化や導入促進等の各種施策を重点的に展開するとともに、世界の製造業をリードしていくためのインダストリー4.0 等に関する標準化・規格化づくりを一層強化していくこと。
- (2) 輸出競争力をさらに高めるため、TPP や RCEP、FTAAP 等の大型の経済連携協定や自由貿易協定への取り組みを強力に推進し、世界の新たな経済秩序作りに一層貢献すること。また、中小企業や地域経済が TPP を積極的に活用し、新たな成長へ繋げていくための取り組みを一層強化すること。
- (3) わが国産業の基盤を支える中小製造業の競争力をより強化するとともに、国際的な事業活動を支援するための各種施策を一層充実させること。
- (4) 新事業・新産業創出のため、産官学連携による技術開発の推進、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充、「ものづくり」を支える人材やグローバル人材の育成、外国人材の活用拡大、イノベーションの創出や産業競争力の維持・強化に不可欠な理工系人材の育成の施策を総合的に進めること。
- (5) 過度な円安等、為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

3. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 多様なエネルギー源を組み合わせたエネルギーミックスによる安全・安心で経済性・環境性のバランスのとれたエネルギー供給体制を早期に構築すること。また、安全性の確認された原子力発電所については、地元の十分な理解を得ながら再稼働を進めるとともに、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めるための技術開発や人材育成等への支援を一層充実させること。

- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及のため、導入促進に向けた支援策の充実とともに、開発リスクの高い革新的省エネルギー技術の開発等への補助事業の拡充、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素、バイオマス、風力、海洋資源等の開発・利用等を強力に推進すること。
- (3) 地球規模での温室効果ガス削減に積極的に貢献していくため、わが国は国内での排出削減のみならず、二国間クレジットの推進に加え、ODA や JBIC グリーン融資等による支援を拡充すること。また、年末の COP21 においては、国益を十分踏まえつつ、各国の合意が得られるよう国際交渉に貢献すること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 日本企業が新興国等の大型インフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進するとともに、円借款・無償資金協力、JICA による投融資、JBIC による投資金融、NEXI による貿易保険等の活用や海外交通・都市開発事業支援機構による事業支援を図ること。なお、アジアインフラ投資銀行（AIIB）への対応は、日本企業が競争上不利になることのないよう進めること。
- (2) 海外において事業活動を安全に実施できるよう、各国の事情に応じたガイドラインの整備や緊急時の迅速かつきめ細やかな情報発信、国外退避手段の確保等、各種支援を拡充すること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、海外出張・勤務者の就業ビザの取得緩和、知的財産保護等に関する協議を推進するとともに、海外競合企業への技術情報等の流出を抑止するための対策強化を図ること。